

学校施設に関するご意見・ご質問

	ご意見・ご質問	市の考え方
1	藤田小学校は何年後になくなるのか。	藤田小学校は、令和13年度に本庄東小学校及び仁手小学校と統合する計画です。
2	藤田小学校と本庄東小学校までの通学距離がほぼ同じ場合、現在は藤田小学校に入学することになるが、統合されるなら最初から本庄東小学校に通うことは可能か。	統合前に本庄東小学校に通うことを可能とした場合、更に藤田小学校の小規模化が進行すると推測されるため、好ましくないと考えています。ただし、現行制度で指定校変更制度があり、この範囲の申請により許可となる場合には可能となります。
3	本庄東小学校と藤田小学校、仁手小学校の3校が統合し、本庄東小学校の校舎を活用すると資料にあるが、新しい学校になるという理解でよいのか。	本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方（案）では、「学校の統合は対象の学校の規模に関わらず、対等な関係が望ましい」としています。名称や校歌などについて、具体的には統合準備委員会で検討を進めていくこととなりますが、新しい学校ができると捉えています。
4	平成31年3月に学校施設の整備方針が出されており、5年しか経過していないが、当時と大きな変化が起きているため、それを見直して統廃合ということになったのか。	公共施設の見直しのために令和4年度に公共施設等マネジメント推進審議会が開催され、学校施設については教育の観点から審議するため、学校部会を設置し、本市の学校の適正な規模について審議を重ねました。この学校部会での検討結果に基づいて学校規模の適正化を推進するため、統合案を作成し、各学校施設の見直し方針（案）としました。
5	今回の計画は12年後くらいの話となるが、社会情勢の変化のスピードは速く大きい。12年後の社会の状況について、ビジョンを持って計画しているのか。	教育委員会では将来的な児童生徒数の推移を見て、少子化に対応した教育環境の整備を進めます。また、学校施設の大規模改修については、80年間の長期利用を想定して将来のニーズに合致するような改修を行います。
6	国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計と異なる状況になった場合でも、学校の統合の時期は変わらないのか。	あくまで推計であるため、誤差は十分想定されます。統合の予定年度に一時的に適正規模にならない場合でも、将来を見通して適正な規模となる場合には、原則統合を予定しています。ただし、急激な人口減少や増加が見込まれる場合には、見直しの必要があると考えています。
7	学校統合について、資料1の4頁の児童生徒の減少①において、本庄南中学校区の小学校は手付かずである。令和32年の人口推計では、本庄西中学校と本庄南中学校はダブルスコアの人数である。本庄南中学校区の小学校区も再度見直し、本庄西中学校区を見直すべきではないか。	本庄南小学校及び中央小学校の学校区の一部を見直すことについて検討した結果、本庄南小学校の児童数が将来推計よりも早く減少しており、学校区の見直しにより本庄南小学校が小規模校となる可能性があることから、現時点では学校区の見直しは難しいと考えています。本庄西中学校区の児童生徒数は、動向を注視しながら、対策について検討していきます。
8	学校の統合が早く進めば、その分の電気代、人件費、水道代等も節約できるのではないか。	統合の順番や時期については、将来の児童数を考慮し、複式学級の解消を優先して設定しています。また、今後、各小学校校舎の大規模改修を行うため、児童数の状況の他、校舎の築年数、劣化状況、財政状況を考慮して時期を設定しています。

	ご意見・ご質問	市の考え方
9	説明してもらった事項について、決定として進んでいくのか。また、他市町村の事例を参考にしたり、統合に当たっての様々な問題やデータ、モデルケース等について収集しているのか。	決定ではありませんが、こうした説明会等で意見交換を重ね、市民の皆さまのご理解を得て進めていきたいと考えています。先進自治体については視察を行い、事例を研究しています。なお、近隣では熊谷市、神川町、美里町などで統合を進めています。
10	学校の統合について、発達に特徴のあるこどもが増えているが、特別支援教育についての説明がなかった。どのように考えているのか。	特別支援学級の編制については、障害種別ごとに1学級の人数の上限が決まっています。学校の統合の有無に関わらず、この特別支援学級編制基準に基づいて編成されます。
11	統廃合される地域に住む小学生や中学生の意見なども聴くようなことは考えているのか。	こどもたちの意見の収集方法について、現在学校と調整を行っています。また、今後統合準備委員会で意見を聴くことを検討しています。
12	小規模特認校はとても良い制度で、本庄市の強みにもなる気がしている。小学校で不登校の多い時代であるため、この制度で他県の住民を引っ張ってこれる程ではないかとも思う。平成31年度からの制度だが、広報に力が入ったのは昨年で、まだこれからかと。無くすことは簡単なので、よく考えて練ってほしい。	仁手小学校の小規模特認校制度は、複式学級の解消を目的として平成31年度より取り組んできましたが、令和3年度より複式学級が発生し、今後も解消の見込みはありません。そのため、適正規模・適正配置の考え方として統合により学校規模の適正化を図る方向性を示しています。小規模特認校制度は、学校統合まで継続する予定です。募集の仕方については、学校の統合を見据えて、学校と協議します。
13	学校の統廃合はほぼ決定で話が進んでいるのか。外国と日本の教育を比較すると、日本の1学級あたりの人数が多い。少人数学級でも可能ではないか。	統合案については、教育委員会として望ましいとする案を提示しています。市民の皆さまに説明を行い、意見をもらいながら進めているため、決定ではありません。少人数学級は良い面もあれば課題もあります。現在の教育は多様な考えに触れさせることにより、集団の中でルールを学び、社会性や規範意識を高めるとともに、互いに認め合い、協力し合い、切磋琢磨することで学力や体力を伸ばす学びを進めています。こうした多様な人との関わりという部分で小規模校には課題があると思われれます。令和4年度に実施したアンケートでも、小規模校の保護者から、人数が少ないメリットはあるが、人間関係の構築の面で心配といった声があります。
14	現在、1学級は35人だが、多すぎるように感じる。	令和3年度に小学校の学級編制の標準（1学級の人数の上限）は40人から35人に引き下げられました。この35人の基準で学級数が決まり、埼玉県より教員が配置されます。市では人数の多い学級については、会計年度任用職員を配置し、サポートを充実しています。

	ご意見・ご質問	市の考え方
15	統廃合すると学校の先生の目が届きにくくなるのではないかと。大きくなればなるほど、生徒一人ひとりに目が届きにくくなるのではないかとという心配がある。	小規模校のメリットは承知していますが、今の教育は多様な考え方に触れさせることにより、集団の中でルールを学び、社会性や規範意識を高めるとともに、互いに認め合い、協力し合い、切磋琢磨することで学力や体力を伸ばす学びを進めております。そういった多様な人との関わりという部分で小規模校には課題があると考えています。また、集団が小さくなることで、サッカーのような団体競技については人数が足りなくてできない場合や、グループで話し合うには人数が少ないなど授業に制限が出てしまいます。こうした小規模校のデメリットは、人数が少なくなればなるほど大きくなると考えられます。今後、少子化により児童生徒数の減少が予想されることから、一定の集団規模を確保することが重要と考え、学校規模の適正化を図るものです。
16	今の教員数は県の配置基準に足りているのか。	配置基準の定数分は配置ができています。しかし、教員の産休などによる欠員について不足している状況です。
17	少子化のため統合を進めると、教員数も減ってしまう。かつ、先生の業務が減ることはないため、教員の負担が増えてしまうのではないかと。教員の負担軽減や積極的な採用について検討してほしい。	学校を統合した場合には教員数は減少となります。教員の負担については、現在、働き方改革で行事の見直し等を行っており、今後も対応を続けていきます。また、市でも会計年度任用職員を配置して負担軽減につなげています。
18	学校統廃合後の教員数は、12学級になった場合、それに見合った教員数になるのか。統合後は標準よりも教員の配置を多くすることができるのか。子どもたちを見ていると、家庭環境によって大分違うので、そのようないろいろな家庭環境の子どもを一人の先生が何十人も見るのは非常に大変である。統合があると、子どもたちのメンタルも非常に心配であるため、きめ細かく見れるように副担任など教員を多く配置し、子どもたちを見る目を増やすことができれば良い。統廃合後、教員数を増やしてほしいが、できるならば今すぐ増やすことは可能か。	教員数については県の配置基準に従って配置されます。統合後の学校についても同様の基準で配置されます。なお、市でも学習補助や生活支援も目的とした会計年度任用職員を配置し、教員の負担軽減を図っています。
19	児玉地区の小学校統合については、旧児玉町が本庄市と合併した時以来の重要な局面であると感じる。このような場面では一人ひとりの意見を聴いて進める必要があるのでは、住民投票を実施してはどうか。これまで、自治会連合会や学校運営協議会で説明してきたとあるが、今回の説明会だけで良いとはならない。後々、後悔が無いように一人ひとりの意見を反映していく必要がある。	ご指摘の通り、旧児玉町と本庄市の合併以来の事業になります。これまで様々な場面で丁寧な説明を心がけてきましたが、今後もより一層丁寧に説明を行ってまいります。
20	旧児玉高校の跡地に統合学校が決まるのはいつなのか。	埼玉県との協議状況により判断します。
21	児玉地域の小学校は自校方式での給食を行っているが、将来的に学校が統合された後も続けるのか。	児玉地域の給食は、現在の自校方式とセンター方式の2つの方式について今後検討します。考えられる方法としては、旧児玉高等学校跡地に新設、児玉小学校または児玉中学校の給食室を増設、給食センターからの配送の3つがあります。詳細は今後検討します。

	ご意見・ご質問	市の考え方
22	資料1の16～17頁に小学校2校ずつの統合案があり、更に4校全ての統合案がある。これはどうするか決まっていないということなのか。	児玉中学校区の小学校は全4校の統合が望ましいと考えています。
23	学校など統合後の副作用（デメリット）の評価が薄いのではないか。デメリットとしては、スクールバスの運転手の確保や待遇改善、通学時の熱中症予防、複合施設であれば周辺道路の状況改善など、同時並行してデメリットへの対応についても検討を掘り下げてほしい。	スクールバスの運転手確保の問題などはご指摘のとおりであるため、並行して検討していきます。
24	スクールバスの導入ということがあるが、本来、通学によって身に付けることができる体力に代わるような体力づくりのカリキュラムなどは検討しているのか。	体力づくりのカリキュラムについて今後検討していきます。
25	スクールバスで時間に遅れた児童の対応はどうなるのか。	現状と同様に、登校時の集合時間に遅れた場合は保護者の送迎を想定しています。
26	孫が秋平小学校に3kmほど通学している。ほとんど全域で毎日、学校の先生が登下校の付き添いをしてくれており、大変感謝している。ただし、先生の長時間労働なども問題になっているため、統合した場合、そのあたりはどのようにするのか。	統合により学校が変わる児童についてはスクールバスを想定しています。ただし、児玉中学校区の小学校が旧児玉高等学校跡地に新校設置となる場合には、スクールバスを利用する通学距離の基準の設定が必要と考えています。その場合は、統合準備委員会で協議し、決定します。
27	統合後はスクールバス利用が多くなると思うが、路線バスの活用も検討しているのか。	現時点では路線バスの活用は考えていません。
28	資料1の14頁で、適正配置の基本的な考え方に小学校の通学距離が4kmとあるが、1時間歩くのは小学生には厳しいと思う。スクールバスで4kmなのか、歩いて4kmなのか分かりにくい。	現在、4kmを超える児童については遠距離の通学支援としてデマンドバスやタクシーを運行しています。本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方（案）では、それに加え、4km未満でも地域の実情に応じてスクールバス等の通学手段を検討するとしています。
29	学校の統合によりスクールバスの利用となると思うが、通学距離や通学時間の目安によっては、かなりの台数のバスが必要になってくるのではないか。バスだけでなく、タクシーの利用なども検討しているのか。	統合により学校が変わる児童についてはスクールバスを想定しています。ただし、児玉中学校区の小学校が旧児玉高等学校跡地に新校設置となる場合には、スクールバスを利用する通学距離の基準の設定が必要と考えています。その場合のスクールバスの台数は10台程度を想定しています。
30	スクールバスとして利用するのは、はにぼん号のようなワゴン車的なバスなのか、大型バスなのか。大型バスだと、スクールバスが停まるバス停などを設置することになるのか。	大型バスを想定しています。乗車場所については、各自治会に1か所程度、公共施設等で大型バスが通れる場所を検討しています。
31	本庄東小学校では、学校行事の時に近隣での違法駐車の問題があるため、スクールバスの利用になると更にそのような問題が懸念される。そのあたりについて、対策を考えているのか。	公共施設の見直しにより生じる近隣の空きスペースを利用できるよう検討します。

	ご意見・ご質問	市の考え方
32	資料1の22頁で本庄西中学校の改修例が出ており、木質化改修や多目的スペースが紹介されているが、この多目的スペースは地域住民に開放は可能なのか。	本庄西中学校の大規模改修は令和5年度と令和6年度の2か年の継続事業で行っています。学校施設の貸出については学校長の判断になります。
33	旭小学校の校舎は古い建物であるが、統合されるまでに時間がかかる。その間の建物は問題ないのか。	本市の小中学校では、建築基準法第12条の建築士による点検を3年に1度実施しています。この点検では、建築物の状態や設備の動作確認をし、指摘事項については適宜修繕を行い、安全性を確保しています。
34	旭小学校の校舎内の配管の劣化について、対応予定はあるのか。	校舎の配管について、全面的な取り換えは予定していませんが、漏水等修繕が必要な箇所については逐一对応しています。
35	小学校プールは校舎近くにしたい。児玉高校跡地に4校統合校舎（可能なプールも）、金屋小学校跡地にプールはどうか（学童保育室も）。	プール授業は雨天や近年の猛暑等、天候の制約を受けることが多く、計画的な実施が難しくなっています。このため、市内全小学校で利用するプールの集約化（屋内プール）を検討し、各小学校からの距離を考慮して、設置場所を現在の共和公民館の位置としました。
36	プールに行くための移動時間は授業の時間を使うと思うが、往復で1時間ほどかかる。授業のコマ数やカリキュラムではどう考えているのか。	プールへの移動時間については、授業の時間を踏まえて想定しています。また、これまで湯かっこや民間プールといった校外施設を活用したプール授業を試行していますが、その際も必要な授業回数を確保しています。
37	説明資料に「学習意欲は高いが学力が県平均を下回っている」とあるが、その原因は何か。またその原因を追及して対策を立てているのか。	国が求める「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、本庄型授業スタンダードを柱とした授業改善を行っています。教育委員会と各学校が現状の課題を整理し、学力向上アドバイザーによる学校訪問や管理職対象の教育講演会などを実施して授業改善を進めています。その他、各小中学校の学力担当者による学力向上推進委員会の実施や、指導主事による学力向上のための学校訪問により、教員の指導力向上を図っています。
38	学力向上については、学校の統廃合により改善が見込めるのか。	国の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引」で示された過去の統合事例によりますと、切磋琢磨する環境で学力や学習意欲が向上したという結果が報告されていますが、学校規模の適正化は学力向上の面だけではなく、学校が小規模化することによる学校運営上の課題に対応し、子どもたちの教育環境を整えることを目的としています。
39	児童生徒の学力向上について、資料には「確かな学力」とあるが、これはどのようなことなのか。	テスト等で点を取るような知識や技能だけではなく、学ぶ意欲や自分の意見を言ったり、人の意見を聞いたりできるような総合的な学びの力のことを指しています。

	ご意見・ご質問	市の考え方
40	確かな学力について、学校規模の適正化を強く言っているが、今の状況（少人数）の方が先生の指導が行き届くと思う。	少人数学級は良い面もあれば課題もあります。現在の教育は多様な考えに触れさせることにより、集団の中でルールを学び、社会性や規範意識を高めるとともに、互いに認め合い、協力し合い、切磋琢磨することで学力や体力を伸ばす学びを進めています。こうした多様な人との関わりという部分で小規模校には課題があると思われます。令和4年度に実施したアンケートでも、小規模校の保護者から、人数が少ないメリットはあるが、人間関係の構築の面で心配といった声があります。
41	単学級の学校は学力が低いのか。	学校規模によって学力の低さが決まるといった客観的なデータはありません。
42	不登校生徒数の増加に関して、現状の人数はどれくらいか。小規模の学校から中学校に進学した場合、不登校になりやすいのか。状況を教えて欲しい。	令和5年度末時点で、小学生59人、中学生135人が不登校となっています。小規模の小学校から中学に進学した場合に不登校になりやすいという傾向があるわけではなく、様々な要因が複雑に絡み合って不登校に至ることが多いと考えています。
43	小中一貫校はいずれ本庄市全体で切り替わるのか。	小中一貫教育については、今年度に準備組織を設置し、具体的な協議を進めます。協議していく中で、小中一貫校または義務教育学校の設置について調査研究します。
44	資料1の31頁に令和7年度から小中一貫教育を段階的に実施とあるが、これはどのようなことなのか。小中一貫教育を実施するのか。	小中一貫教育については今年度準備委員会を設置し、令和7年度以降の取り組みについて検討しています。総合的な学習の時間等を利用して、各中学校区単位で小中一貫教育に関する取組を進めていきます。
45	最も早く統合される学校は令和13年度であるが、その時には小中一貫教育は実施されているのか。また、統合しない中学校区において小中一貫教育はどのように進めていくのか。	小中一貫教育については、学校の統合とは別に、令和7年度より全ての中学校区で推進していきます。
46	美里町やさいたま市では義務教育学校を進める動きがあるが、本庄市で義務教育学校を導入した場合、1,500人程の大規模校ができる可能性はあるのか。	小中一貫教育については、今年度に準備組織を設置し、具体的な協議を進めます。協議していく中で、小中一貫校または義務教育学校の設置について調査研究します。